

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 9 月 5 日開催 （全国信用組合中央協会）]

1. 7～9月に発生した災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年台風第8号に伴う災害、令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和7年8月20日からの大雨にかかる災害、令和7年台風第12号に伴う災害及び令和7年9月2日からの大雨に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、沖縄県、岩手県、北海道、青森県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、石川県、鹿児島県、山口県、熊本県及び秋田県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和7年台風第8号			
沖縄県	7月27日(7月28日)	沖縄総合事務局	7月28日
○令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波			
岩手県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月30日
北海道	7月30日(7月30日)	北海道財務局	7月31日
青森県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
宮城県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
福島県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
静岡県	7月30日(7月30日)	東海財務局	7月31日
三重県	7月30日(7月30日)	東海財務局	7月31日
○令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨			
石川県	8月7日(8月7日)	北陸財務局	8月8日

鹿児島県	8月7日（8月8日）	九州財務局	8月8日
山口県	8月10日（8月10日）	中国財務局	8月12日
熊本県	8月10日（8月11日）	九州財務局	8月12日
○令和7年8月20日からの大雨			
秋田県	8月20日（8月20日）	東北財務局	8月21日
○令和7年台風第12号			
鹿児島県	8月21日（8月28日）	九州財務局	8月29日
○令和7年9月2日からの大雨			
秋田県	9月2日（9月2日）	東北財務局	9月3日

注：内閣府公表日順

2. 2025 事務年度の金融行政方針、監督・検査の方針について

○ 2025 事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を 2025 年 8 月 29 日に公表した。

○ 本方針に掲げた内容を含め、2025 事務年度の協同組織金融機関に対する監督・検査の方針等について、3 点御説明する。

（1. 監督・検査に係る体制の見直し等）

- 2025 事務年度、金融庁は、専門的横断テーマのモニタリングを担当する部局を監督局長の下で総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用する体制とした。
- また、2025 事務年度は、金融庁に新たに、「地域金融モニタリング参事官」、「協同組織金融モニタリング室」を設置した。
- 「地域金融モニタリング参事官」は、金融庁・財務局における地域銀行、協同組織金融機関に対するモニタリングを総括して、モニタリングの内容・方法・担当などについて各金融機関との総合調整を行う。
- 「協同組織金融モニタリング室」は、同参事官の指揮のもと、全国の協同組織金融機関のモニタリングの内容や方法等を総括する。具体的には、
 - ・ 財務データや各種リスクの状況及び動向の調査・分析を行うほか、
 - ・ 検査を含むモニタリングに関して、財務局の企画・立案・実施をサポート・指示・調整する。

- こうした体制の下で、金融機関毎のリスクプロファイルに基づき、対応すべき課題に優先順位を付け、より実効性のある監督・検査を計画的に実施していく。また、多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、様々な発信をすることになるが、発信に際しては、その位置付けが金融庁として特にお願ひしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしていただければよい情報提供なのかなど、性格を明確にすることに留意したい。性格が分からない等の疑問やお気づきのことがあれば、金融庁に直接御連絡いただきたい。
- なお、各金融機関に対する金融庁の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではなく、協同組織金融機関に対する一義的な監督・検査は、これまで同様、財務局等で実施することとなる。

(2. 監督・検査の着眼点)

- 協同組織金融機関のモニタリングについては、引き続き、各協同組織金融機関の経営方針や経営環境、経営資源等を踏まえながら、市場リスクや流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢に加え、マネロン等の業態横断テーマも確認していく方針である。繰り返しになるが、各金融機関が取組むべき課題の優先順位等をより明確にし、実効性のあるモニタリングを行っていく。
- こうした中、2025 事務年度の重点事項として、
 - ・ 足元、一部の協同組織金融機関で不正融資や重大な法令違反が確認されたことも踏まえ、新たな体制の下で、協同組織金融機関の経営管理と業務運営の適切性について、早期に課題を発見し、的確な対応を行う。
 - ・ 「金利ある世界」へ移行する中、各協同組織金融機関における有価証券運用の状況やそれが財務の健全性に与える影響をしっかりと確認していく。
- くわえて、中央機関においては、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結束点として、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援をお願いしたい。

(3. 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進)

- 地域金融機関は、積極的な設備投資・デジタル化等による生産性向上や、事業承継による技術・顧客基盤の維持等に取り組む事業者をしっかりと支

援することで、地域経済に貢献することが期待される。その役割を十分に発揮するためにも、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。こうした観点を踏まえ、金融庁としては、「地域金融力強化プラン」の策定をはじめ、金融機関の取組を後押ししていくための施策を推進する。

- 各信用組合に対しては、引き続き、各種ヒアリングや意見交換等を通じて、具体的・積極的な対応状況等について伺います。

3. 「経営者保証改革プログラム」の進捗について

- 「経営者保証改革プログラム」の進捗について、2025年6月末に2024年度通期の実績を公表した。新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」の割合は全業態平均で52.9%となり、通期の実績も半数を超える結果となった。
- さらに、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資件数」との合計の割合は、全業態平均で99.4%となった。係る数値については、「経営者保証改革プログラム」において100%とする目標を掲げており、監督指針に基づく適切な対応がおおむね浸透している状況である。
- 引き続き、金融庁として本プログラムに掲げる取組の浸透度合いや効果の検証等を進めていくが、各金融機関においても、こうした取組を継続し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた着実な対応をお願いしたい。

4. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025年4月及び8月、全国信用組合中央協会（全信中協）に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025年5月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

5. 「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」の改訂について

- 身寄りのない方が亡くなった際の火葬等の費用に遺留金を充当する場合の取扱いについては、厚生労働省及び法務省が、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）において示している。
- こうした中、2024 年、厚生労働省が各金融機関に対して実施した遺留金引出しへの対応状況に係るアンケート調査において、地方公共団体が金融機関に提出する遺留金の払戻依頼書について、共通様式を定めることを求める意見が多く寄せられた。
- このため、全国信用組合中央協会にも御協力いただきながら、払戻の「様式案」を作成し、2025 年 7 月、厚生労働省及び法務省が、当該「様式案」の提示を含む手引の改訂を行った。
- 各金融機関においては、当該「様式案」も活用しながら、引き続き、地方公共団体における身寄りがない方が亡くなった場合の預貯金引出しに係る事務に関し、手引に沿った適切な対応をお願いしたい。

6. スタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供の円滑化等に係る地方公共団体アンケート調査結果について

- 2023 年 2 月に、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供について要請したところ、規制改革実施計画を踏まえ、要請の実効性に係るフォローアップのために、スタートアップビザ制度を活用する地方公共団体に本年度もアンケート調査を実施した。

（参考）

いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後 6 月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業活動確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じる旨の要請をした。

- アンケートでは、金融機関の窓口において、要請の存在が認識されていないことや、証明書類の有効期限に関する Q&A の内容が認識されていないこと等が原因で、円滑な口座開設に支障を来した事例が一部みられた。

(参考)

- ・ 調査対象期間である 2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日にかけて、スタートアップビザを活用して入国した外国人は 154 名存在した。円滑な口座開設に支障があったと地方公共団体が認識した事例は昨年よりも増加していた。
- ・ 証明書類の有効期限は、出入国在留管理庁における在留資格認定手続の期限にすぎないため、提示された証明書類の有効期限が既に超過していた場合であっても、発行地方公共団体に確認する等により、当該外国人がいわゆるスタートアップビザを活用していることが明らかである場合は、有効期限内の証明書類を確認した際と同様に取り扱って差し支えない旨、Q&A で明確化している。

○ いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後 6 月経過以前に口座開設の取引の申出があった場合、証明書類を確認の上で、居住者と同等の口座を提供する等の対応を改めてお願いするとともに、当該要請内容を現場職員まで周知いただきたい。

7. 信用金庫・信用組合取組事例集について

- 2024 事務年度に引き続き、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得られた信用金庫・信用組合における創意工夫ある取組を、「取組事例集」として取りまとめ、2025 年 6 月、全信中協を通じ、各信用組合に還元した。
- 本事例集において、地域の事業者や信用金庫・信用組合自身の課題とその課題解決に向けた取組について、特徴的な事例等を紹介しているので、参考としていただきたい。また、今後も、こうした事例があれば、各種ヒアリングや意見交換会等の際に是非御紹介いただきたい。

8. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ「顧客口座・アカウントの不正アクセス・不正取引対策の強化」に関する要請文を 2025 年 7 月 28 日に発出した。

- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

9. インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文について

- 預貯金口座の不正利用等防止に関しては、各金融機関において対策を進めていただいているところだが、特殊詐欺等の金融犯罪被害は足元高止まりしている状況にある。
- 特に、振込を悪用した特殊詐欺等においては、被害額の過半（注）がインターネットバンキングを利用した振込によるものであり、こうした手口への更なる対策の強化が急務である。
- こうした状況を踏まえ、2024 年 8 月に警察庁と連名で要請した「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」に関して、インターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を追加し、近日中に改めて対策の強化を要請する予定である。
- 金融機関においては、要請内容も踏まえ、金融犯罪対策に関して、引き続き主体的・積極的な取組をお願いしたい。

（注）2025 年上半期のインターネットバンキングを悪用した振込型詐欺の被害額（暫定値）

- ・ 特殊詐欺：220.2 億円（振込型全体の被害額 369.8 億円）
- ・ SNS 型投資詐欺：200.1 億円（振込型全体の被害額 266.4 億円）
- ・ SNS 型ロマンス詐欺：97.3 億円（振込型全体の被害額 142.1 億円）

10. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月 13 日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025 年 6 月 24 日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人

確認方法についても、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。

- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

11. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 「REVICareer（レビキャリ）」の足元の実績については、2025 年 8 月 14 日時点において大企業人材の登録者数が累計 5,000 人を達成し、登録金融機関数は 194 機関、マッチング件数も 224 件となっており、各地域金融機関がレビキャリを活用した人材マッチングに尽力いただいていることに改めて感謝申し上げる。
- レビキャリへの登録に当たっては、信用組合本体で登録いただけるほか、信用組合単独で人材マッチング業務を行うことが困難である場合でも、人材紹介会社と提携した共同登録も受け付けているので、御検討いただきたい。
- また、2025 年 9 月 16 日には、経済産業省とも連携し、全国の商工会議所の会頭等が出席する場でレビキャリの周知を行う等、中堅・中小企業への周知を鋭意進めている。企業からレビキャリ活用の御相談があった際は、是非、積極的に相談に乗っていただく等、御対応いただきたい。

12. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 企業価値担保権に関して、当面の間、モデルケースの発掘に取り組みたい。
- 例えば、企業価値担保権を活用する上で共通する課題について、具体的な利用案件を念頭に、積極的・先進的な取組を進めようとされる金融機関との間で、検討を進めていく。
- 具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとされる金融機関においては、金融庁までお知らせいただきたい。

13. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（DeltaWall（デルタウォール）2025）を実施予定である。

- 参加予定の金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層も積極的に参加していただきたい。また、演習が終わった後は、演習で得られた教訓を活かし、自社のサイバーインシデントマニュアルを改訂するなど、具体的な対応につなげていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

14. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 各取組については概要を御覧いただければと思うが、基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっている。
- 金融行政方針を端緒として、各信用組合と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたい。また、本方針に記載されている内容に限らず、これまで取り組んできた施策についても引き続き推し進めたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

15. 令和 8 年度税制改正要望について

- 2025 年 8 月 29 日、令和 8 年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
 - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISA に係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
 - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
 - ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」

を要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、信用組合業界においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

16. 7月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025 年 7 月 17 日から 18 日にかけて、南アフリカ共和国（南ア）・ダーバンにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。

- ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準の、一貫性のある、完全で、かつ適時の実施に基づき、脆弱性に対処し、開かれた、強靱で、かつ安定した金融システムを促進することへのコミットメントが再確認された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、NBFIs データの入手可能性と報告、質、利用、及び情報共有に対処するための金融安定理事会（FSB）の作業が支持された。また、NBFIs のレバレッジによるシステムリスクに対処するための FSB の勧告を承認し、法域による実施が奨励された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。また、暗号資産及びステーブルコインに関して、ハイレベル勧告の実施に関する今後の FSB によるテーマ別ピア・レビューが留意された。さらに、金融活動作業部会（FATF）における、クロスボーダー送金の透明性向上や、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターのイノベーションを促進するための取組の重要性が強調された。
- ・ サステナブル・ファイナンスに関しては、実践的な指針及びツールの策定による自然災害の保険プロテクションギャップに対処する、各国の事情に合わせた解決策を促進することが言及された。

- また、本会合のマージンにおいて、南ア議長国・保険監督者国際機構（IAIS）・世界銀行の共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントが開催された。

- ・ 世界的に自然災害の頻度と規模が増大する中、保険プロテクションギャップへの対応は一層重要性を増している。そのような中、南ア議長国が、

IAIS や世界銀行とともに、本イベントを開催したことは、時宜を得た取組であると評価している。

- ・ 本イベントでは、世界銀行のバンガ総裁及びFSB 議長のベイリー英国中央銀行総裁とともに、加藤勝信財務・金融担当大臣が基調講演を行い、国際機関や当局、保険業界に対するに対する日本の期待を述べたほか、自然災害対応に係る日本の取組を紹介した。また、IAIS 執行委議長を務める有泉金融国際審議官（2025 年 7 月 18 日当時）等によるパネルディスカッションが行われた。
- ・ IAIS 及び世界銀行は、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス・ツールを提供する取組を継続予定である。

○ 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 10 月にワシントン D. C. で開催される予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（以 上）